

「汚水取付管新設等申請に伴う手引きについて」

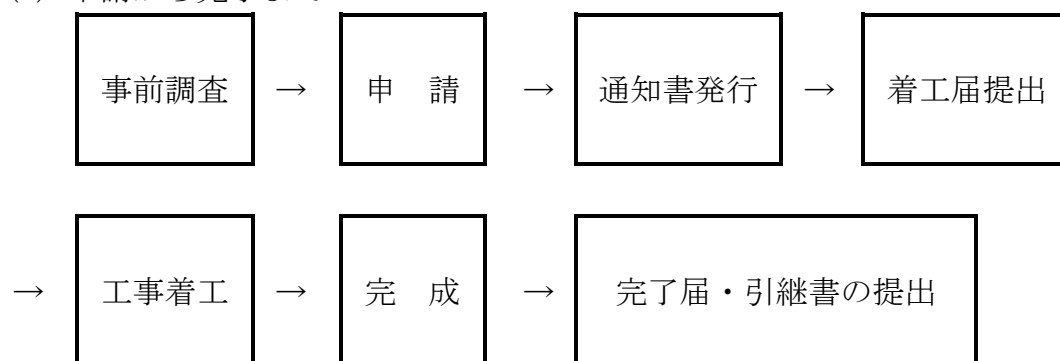
【令和5年2月22日以降適用】

1 目的

この手引きは、汚水取付管新設等の申請をするにあたり、事前調査から完了および引継ぎをするまでの標準的な事項を周知し、排水の正常な機能を確保することを目的とするものである。

2 汚水取付管新設等の申請手順について

(1) 申請から完了まで



(2) 解説

ア 事前調査

下水道台帳・現地調査等、公共ます等（以下「ます」という。）の有無により申請内容を検討する。

ますが無い場合は、下水道本管の深さや本管の流れ方向および管径等を調査する。

なお、現地調査において本管の管種を確認する際はマンホール蓋を開け確認し、蓋を閉じる際はガタツキや不陸が生じないように確実に閉めること。

また、私道に布設する場合は、その土地所有者からの承諾書、公図および特記事項要約書等の写しを準備すること。

イ 「汚水取付管新設等申請書」の作成、申請

ますをそのまま使用できない場合は、改築・増設・撤去を状況に応じて申請すること。

ウ 通知書の発行

申請内容に疑義がなければ、2週間を目途に通知書が発行される。

エ 着工届の提出

施工に必要な許認可が整った後、施工開始日を記入のうえ通知書の写しを添付し、着工日の3日前までに提出すること。公道の場合は道路占用および道路使用許可証の写し、ならびに地下埋設確認の写しを添付し提出すること。

オ 工事着工

工事写真は施工状況を確認できる写真を撮影すること。写真には「4 完成写真の注意事項」に記載の作業状況のほか、申請内容および通知書に明記されている条件等の作業状況、安全管理上の写真（交通誘導警備員・立て看板・土留め等の有無）を撮影する。

施工中に予期せぬ埋設物、管の破損等があり申請のとおり作業ができない場合は、速やかに関係部署（地下埋設物管理者および上下水道局担当等）に連絡を取り、指示を受けること。

カ 完成および完了届、引継書の提出

工事完成後、施工写真を添付のうえ速やかに完了届、引継書を提出すること。

なお、通知書の条件の欄に申請者管理と記されている物件および撤去については、引継書の提出は不要とする。

3 提出書類に関する注意事項

(1) 申請書について

ア 申請者

・住所

申請者の現住所（申請者が法人の場合は会社の所在地）

・氏名

申請者の氏名（申請者が法人の場合は法人名および代表者の役職と氏名）

記名は自筆にて記名すること。

※法人の場合は上記事項のゴム印使用、印字での記名を可とし押印は不要とする。

イ 申請区分

・新設

申請地にます・取付管が無く、新たにます・取付管を設置する場合。

・増設

申請地にます・取付管はあるが、宅内配管の勾配や延長等により施工することが困難なため、新たにますを設置する場合等。

・改築

既存のます・取付管が申請者の都合により、場所や口径、深さを変更する場合等。

・撤去

既設のます・取付管を撤去したい場合。

ウ 新設等の場所

ます・取付管を施工する場所は、住居表示で記入すること。

エ 使用者

申請施設の使用者を記入すること。

オ 申請土地所有者

申請者と異なる場合は記入すること。

カ 施設の種類および員数

・材質・径

計画のとおり記入すること。

・深さ・延長

延長は本管中心からます中心まで、深さはます蓋からます底までの長さを記入すること。

・個数

ますの設置個数を記入すること。

キ 工事期間

工事着工予定日から申請した工事のすべてが終了し、完了届や引継書が提出できるまでの期日を記入すること。

ク 工事施工者

工事責任者氏名および連絡先を記入すること。

ケ 添付書類

・位置図

ます設置箇所・取付管位置・本管位置を赤色で記入すること。

・現況写真

位置図に記入した箇所を撮影し、写真上に接続等物件を赤色で表示すること。

・平面図

本管上流マンホール中心から支管の中心および本管中心からますの中心までの距離を記載のうえ、当該箇所を赤色で記入すること。

合流管または雨水管に接続する場合は、平面図に雨水流入の有無を記載すること。また、取付管径 200 mm の場合は、対象土地面積 1,500 m² まで流入計算を省略できるものとする。

・構造図

必要事項を記入すること。

・配置図

建物形状・道路形態・管路が分かる図面（平面図で配置内容を確認出来る場合は省略可）とする。

・承諾書

添付不用の場合（申請者所有地、公道への申請・ますだけの改築等）取消線で消すこと。

*申請書は余裕を持って着工予定日の2週間以上前に提出すること。また、申請書の様式は必要に応じて変更する必要があるため、書類を作成する時は、秋田市上下水道局のホームページを確認すること。

<https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008337.html>

(2) 申請内容変更届について

申請した内容から変更が発生した時点で必要事項^{*}を記入のうえ、速やかに提出すること。

※必要事項 変更内容（施工方法、施工施設の構造、工期の延長、申請者名および住所等）、変更理由、変更内容を確認出来る書類（図、法人等の名称変更を確認できる書類の写し等を添付）。

(3) 取下書について

申請者の都合等により申請を取り下げの場合は、取り下げを決定した時点で必要事項を記入し通知書原本を添付のうえ、速やかに提出すること。

4 完成写真の注意事項

(1) 工事前後の全景

できるだけ同一位置から全景を撮影し、比較確認できるものとする。

(2) 着工前

資材検収、掘削箇所の着工前舗装面状況、ます設置箇所等（改築・撤去の場合は着工前のますの状況）を確認できるものとする。

(3) 掘削

舗装切断状況、舗装厚確認、掘削状況、残土処分状況、本管土被り深さの検測状況を確認できるものとする。

(4) 本管せん孔

コアカッター使用状況、せん孔部分の確認できるものとする。

(5) 支管取付

接合剤塗布状況（支管の裏側）、番線等巻き付け状況、本管がコンクリートおよび陶管の場合はコンクリート巻立て状況を確認できるものとする。

(6) 曲管取付

曲管の取付状況を確認できるものとする。

(7) 取付管布設

本管部分からますまでを一枚に撮影すること。

勾配を確認できるよう撮影すること。

埋め戻し前に検測状況を撮影すること。

鞅管を使用する場合は設置状況および取付管との隙間の閉止状況を撮影すること。

(8) まず設置

沈下防止板設置状況、まず設置前・設置中・設置後（完成後）の検測状況写真。

なお、水平器等により傾きがないことを確認できるよう撮影すること。

(9) 路盤等

取付管周囲の転圧状況、仮舗装状況を撮影すること（道路占用条件に適した路盤構成、転圧状況写真）。

(10) 本舗装

影響範囲検測状況、厚さ確認状況、既設舗装断面等への乳剤塗布状況、アスファルト舗装状況、占用記号㊦が確認できるよう撮影すること。

(11) 完成

まず、舗装復旧範囲を一枚に撮影すること。

5 汚水取付管新設等申請の指示事項

(1) 申請地に既設ますが設置されている場合、既設ます等を平面図に破線で記載し、使用しない理由を記述すること。

(2) 現況宅地の区画分割による申請には、区画の分割図に既設ます等の位置を破線で表示すること。

(3) 出来形関係図面（完工図等）には、設置した「取付管の管径、管種」、「取付管の延長（本管中心からます中心まで）」、「上流マンホールの中心から支管中心までの距離」を明記すること。

なお、設置した構造物を赤色で示すこと。

(4) 使用する資材は、全てゴム輪受口型継手の部材を使用すること。

また、既設管を取り外し再度接続する場合は、当該継手のゴム輪を取り替えること。

(5) 道路排水路等の構造物（側溝、歩車道境界ブロック等）の下部に取付管を布設する場合は（当該構造物を据付け直し施工する場合を除く）鞅管を推進にて設置し取付管設置後両端の隙間を閉塞すること。

なお、土被りは道路管理者の設定値がある場合は、その指示に従い出来形を写真で管理すること。

(6) ますの設置場所を不特定多数の車輛が通行および駐車するような場合、または道路の形状となる場合は、耐荷重 14 t 以上の防護蓋を使用すること。ただし、直接輪荷重が掛からない場合は、事前に協議すること。

(7) 合流管への取付管径は、秋田市宅地開発技術指針第 2 章公共施設 4 下水道 (1) 雨水管路施設③施設計画リ)に記載している事項を準用する。その場合、

雨水を汚水と読み替える。

- (8) この手引きおよび秋田市宅地開発技術指針に記載がない事項は、別途協議すること。

6 取付管施工時の注意事項

- (1) 埋め戻し材には良質土（山砂等）を使用すること。
- (2) 取付管の固定、仮固定のために木材、土のう袋等で管を押さえた場合、埋め戻し時は必ず撤去すること。
- (3) 施工中、穿孔箇所から土砂を含んだ水が本管に流れ込む可能性があるため、現場状況により水中ポンプ、ウェルポイント等を使い適切な水替えをすること。
- (4) 建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守のうえ、掘削深が 1.5m を超える場合は、土留めをすること。
- (5) 不明な点、設計時と状況が変わった場合は、事後承諾ではなく速やかに協議または立会いの連絡をとること。
- (6) 下水道本管を穿孔する場合は必ずコアカッターを使用すること。
- (7) 本管、取付管および接続部は埋設されると現場確認ができないため、工事写真により確認し引継ぎの判断を行うが、撮り忘れ等により施工状況が不明な場合は、引継ぎできない場合もあることから、着工前、施工中、完了後の写真で確認できるようにすること。

なお、写真および現地調査の結果、維持管理に支障があると認められる場合は再施工の実施、もしくは当該設備の引継ぎをしないため特に注意すること。

- (8) 平面的な曲管の使用は、排水の流下を阻害し維持管理に支障をきたすため不可とする。
- (9) 施工中、予期せぬ地下埋設物や、支障物件等により申請のとおり施工ができない状況が発生した場合は、独自で判断せず関連する管理者等と協議し指示を得るとともに、速やかに変更届けを提出すること。
- (10) 接続を予定していた箇所に本管の目地等があるときは支管接続に支障がないところまで離すこと。

また、既設取付管が近くにある場合、 $\phi 150$ 以下は中心間距離で 70cm、 $\phi 200$ 以上は中心距離で 90cm 以上離すこと。

- (11) 取付管用支管は 90 度支管を使用し、既設下水道本管の材質や管径を確認調査のうえ適合した部材を使用すること。
- (12) 支管を設置する場合、番線等により締め付け（ $\phi 300$ 以下）を行いヒューム管、陶管はコンクリートで十分に巻立てること。ただし、機械式にて本管に締め付け接合する支管の場合は製品の仕様に従い設置し、番線等で締

め付けを行いコンクリート巻立て等は不要とする。使用する部材により適切な施工をすること。

(13) マンホールに直接取付管を接続する場合は、穿孔にコアカッターを使用し、接続部にマンホール用可とう継手を使用すること。

なお、マンホールへの取付管接続は、原則として本管最上流箇所でのマンホールのみとし、やむを得ず直接接続が必要な場合は事前に協議すること。

付 則

- 1 適用日以前に通知があったものについては、本手引きを遵守するよう努めること。
- 2 本手引きは、雨水取付管新設等申請の手続きに関して準用する。その場合、汚水を雨水と読み替える。
- 3 個人申請の雨水ますと雨水取付管の引継ぎについては、別表のとおりとする。

別 表

区 域 (接続先)		雨水ます		取 付 管		備 考
		設置位置	管理者	設置位置	管理者	
1	分 流 (雨水本管)	民 地 (道路以外)	個人管理	公道・私道	引継ぐ	
2	分 流 (雨水管本管)	公道・私道	引継ぐ (公道で道路管理者が引き継ぐ場合を除く)	公道・私道	引継ぐ	公道の場合は道路管理者とますの引継ぎについて事前に協議すること。 また、私道で公道との接合箇所に設置する場合は、基本的に公道側に雨水ますを設置すること。
3	合 流 (合流本管)	民 地 (道路以外)	個人管理	公道・私道	引継ぐ	
4	合 流 (合流本管)	公道・私道	引継ぐ (公道で道路管理者が引き継ぐ場合を除く)	公道・私道	引継ぐ	公道の場合は道路管理者とますの引継ぎについて事前に協議すること。 また、私道で公道との接合箇所に設置する場合は、基本的に公道側に雨水ますを設置すること。